

群済管財発 第45号
令和 8年 2月26日

群馬県済生会前橋病院
院長 細内 康男

入 札 公 告

群馬県済生会前橋病院及び老人保健施設あずま荘における感染性廃棄物処理業務委託について一般競争入札を行うに際し、次のとおり公告します。入札を希望される場合は以下により参加をお願い致します。

1. 入札に付する事項

(1) 契約をする役務の名称及び数量

群馬県済生会前橋病院及び介護老人保健施設あずま荘 感染性廃棄物処理業務委託一式

(2) 契約をする役務の仕様等

業務委託仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年 4月 1日 から 令和10年 3月31日まで

(4) 履行場所

群馬県済生会前橋病院 群馬県前橋市上新田町564-1

介護老人保健施設あずま荘 群馬県前橋市上新田町603-1

2. 入札方法等

(1) 単価契約とし、金額は仕様書に示す業務内容に関する単価とする。

(2) 落札決定に当たっては、各容量の1容器当たりの処理に要する金額を記載し、年間予定数量に単価を乗じた年間金額の合計(税抜き)で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札した者を落札者とする。

上記見積金額については、収集運搬費、処理費、収集容器代、マニフェスト代等のすべてが含まれたものとする。

(3) 入札書の提出について、収集運搬業者と処分業者が異なる場合、収集運搬業者が行なうものとする。

(4) 入札参加者は、入札に関し、代理人を依頼する場合には委任状(当院の様式)を提出しなければならない。なお、当日代理人が使用する受任者使用印鑑を押印していない委任状は受理しない。

(5) 入札書は、様式1により作成し、様式2の封書に入れ、本人または様式3による委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送または電送によるものは受付しない。

(6) 落札決定に際しては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とす

る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7)入札者は、その提出した入札書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。

(8)次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格(指名停止等)を有しない者が入札をした場合

イ 入札について不正の行為があった場合

ウ 委任状を持参しない代理人が入札をした場合

エ 入札書に記載した金額、その他必要事項が確認できない又は記名捺印がない場合

オ 指定の入札日時までに到達しない場合

カ 入札書を2通以上提出した場合

キ 他の入札者の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

ク その他入札に関する条件について違反したと判断される場合

(9)入札は原則として2回とする。

※予定価格に達しないと入札施行者が判断したときには、この入札は打ち切りその時点で最低価格を提示している業者と別途交渉とする。

3. 競争参加資格

(1)群馬県、前橋市の競争入札参加資格者名簿に登録され、業者種別「物品・役務」、資格区分「役務等の提供」、営業品目大分類「廃棄物処理」、小分類「特別管理産業廃棄物収集運搬」において、格付け等級「A」に搭載され、群馬県より特別管理産業廃棄物収集運搬業および特別管理産業廃棄物処理業の許可を得ていること。

(2)日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)による電子マニフェストを使用し、安定的に運用できていること。

(3)過去10年にわたり会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをした者でないこと。

(4)国・地方公共団体の指名停止又は指名留保(以下「指名停止」という)期間中でないこと。

(5)群馬県または隣接する県(群馬県・福島県・茨城県・埼玉県)に本社または支社のあること。

(6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定により必要な感染性産業廃棄物の収集運搬及び処分業の許可を受けていること。ただし、処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている処分業務を指定することにより入札に参加することができるものとする。

(7)過去において、病床数250床以上の病院より排出された特別管理廃棄物の収集運搬処理業務を3年以上継続して受託した実績を有する者であること。または、当院との業務委託契約を現在行っていること。

(8) 別紙「感染性廃棄物処理業務委託仕様書」に定める内容に基づき業務を遂行することができる者。

(9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に定義する者）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任、又は、実質的に経営等に関与している団体ではないこと（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体等）。

4. 入札手続等

(1) 担当部署

〒371-0821

所在地 群馬県前橋市上新田町564-1

施設名 群馬県済生会前橋病院

担当者 管財課 島田 電話:027-252-6011 FAX:027-253-0390

(2) 入札の日時、場所並びに入札の提出方法

日時 令和 8年 3月 18日(水) 10時40分から

A棟3階A会議室

所在地 4(1)に同じ。

施設名 4(1)に同じ。

※入札書は上記日時、場所において持参により提出するものとする。

(3) 業務仕様書等交付期間

令和 8年 3月 6日(金)～令和 8年 3月 10日(火)

午前9時00分～午後4時00分まで、上記4(1)で交付する。

※但し、交付希望者については、予め担当部署へ連絡のうえ来院日時を調整してください。

(4) 参加申込について

別紙様式4「誓約書」、様式5「一般競争入札参加申込書」及び、会社概要が記載されたパンフレット等を以下により提出してください。

令和 8年 3月12日(木)～令和 8年 3月16日(月)

午前9時00分～午後4時00分まで、上記4(1)に提出する。(持参のみ)

※但し、書類提出は、予め担当部署へ連絡のうえ来院日時を調整してください。

5. 詳細は入札公告・業務委託仕様書等による。